令和６年度

# 第２回東大和市地域福祉審議会会議録

東　大　和　市　地　域　福　祉　部

**○Ａ会長**　それでは、次第２、議事に移らせていただきます。

議題の（１）東大和市手話言語条例（案）の骨子について、遠藤障害福祉課長から報告していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

**○障害福祉課長**　改めまして、こんばんは。障害福祉課長の遠藤でございます。

私から、ただいま、ご案内にありました、東大和市手話言語条例（案）の骨子についてご説明申し上げたいと思います。

お手元の資料１「東大和市手話言語条例（案）」の骨子についての資料に基づいてご説明をいたします。表紙をおめくりいただきたいと存じます。

Ａ３判の資料となっております。表題が「東大和市手話言語条例（案）の骨子について」であります。この資料でございますが、令和６年１１月２９日に開催をいたしました、東大和市議会全員協議会において、東大和市手話言語条例（案）の骨子について説明をするために作成いたしました資料を、本日の地域福祉審議会におきましても使用しておりますことをご承知いただきたくお願い申し上げます。

では初めに、左上、「１　制定の背景」についてであります。

手話言語条例を制定する背景といたしまして、（１）から（３）までございます。

（１）は、平成１８年の「障害者の権利に関する条約」や平成２３年の「障害者基本法の改正」において、手話を言語と明記がされたことであります。

（２）といたしまして、手話が独自の文法を持つ言語であるとの啓発活動が日本ろうあ連盟によって進められ、東京都においても令和４年に「東京都手話言語条例」を制定されてることであります。

そして、（３）であります。先ほど伊野宮がご挨拶の中で申し上げましたが、令和２年第１回東大和市議会定例会におきまして、手話言語条例に関する陳情が採択されております。

これらの３つの要因を背景に、障害福祉課では、条例の制定に向けた具体的な準備をし、東大和市の聴覚障害者協会の方などと意見交換会を複数回行い、条例案の骨子をまとめてまいりました。

次に、条例の内容についてご説明をいたします。

条例は、項目として、前文、基本理念、条例の本則と、条例の内容を大きく３つに分けております。

まず、左側中段の、２、条例の前文（案）の骨子をご覧いただきたいと思います。

すみません、ここで「前文」と書いてるところを「ぜんぶん」と読みますと、条例の全ての文章との混乱される懸念がありますので、あえてここまでは「まえぶん」と読んでまいりました。これ以降は、恐れ入ります、この点、ご了承願いまして「ぜんぶん」とさせていただきます。

この条例でありますが、理念条例としての性格を有するものでありますので、制定の理由や条例の目指す方向性を明らかにするために前文を書いております。

前文は４つの段落に分かれております。

第１段落は、手話の意義と手話が独自の文法を有する言語であること、手話の機能などを記載をしています。

第２段落は、手話を必要とする者が誤解や偏見に基づく制約がありながらも、手話と「ろう文化」を守ってきたということを記載しております。

第３段落は、制定の背景でも説明いたしましたが、障害者基本法などの法令において、手話が言語であると位置づけられたにもかかわらず、市民の理解は十分ではないことを記載をしています。

第４段落において、手話を必要とする者の基本的人権の尊重などに言及し、手話の理解促進及び普及が地域共生社会の実現にも資することを踏まえて、条例を制定することを記載しています。

次に、資料左側下段、３、基本理念をご覧いただきたいと思います。

手話の理解の促進及び普及は、手話が言語であるとの認識の下に、条例が目指す地域社会の実現に寄与することを踏まえて推進することを記載をしております。「条例が目指す地域社会」といたしまして、①、②として記載をしています。

①は、コミュニケーション、すなわち意思疎通の円滑化により、手話を必要とする者が安心して暮らすことができる地域社会であります。これは、手話を必要とする者にとりましては、安心という基礎的な条件がまず必要であるという考えに基づくものであります。

②は、手話を必要とする者が、様々な活動を通して心豊かに暮らすことができる地域社会であります。こちらは、安心という基礎的な条件から進んで、手話を必要とする者が有意義な人生を送ることができる地域社会をイメージした規定であります。

なお、今年でありますが、先ほど伊野宮よりご挨拶の中で触れましたように、「東京２０２５デフリンピック」が１１月に東京で開催されます。これは、デフアスリート（聞こえない、聞こえにくいアスリート）のための国際スポーツ大会であります。今年は、聴覚障害者のオリンピックであるデフリンピックが東京で開催され、当市におきましては、東大和グランドボウルを会場としてボウリング競技が開催されます。

聴覚に障害のある選手が、手話などでコミュニケーションを取りながら、優れたパフォーマンスを披露する姿を間近で見ることができる機会となります。デフリンピックが予定されてることも、この条文を置いた要因の一つであります。

では次に、資料の右側上段をご覧いただきたいと思います。

４、条例の本則（案）の骨子であります。条例は、全体としては１０か条の条文で成っております。主なポイントを申し上げます。

第１条は、目的の規定であります。前文の説明でも触れましたが、この条例を制定する

ことにより、手話を必要とする者の基本的人権の尊重と地域共生社会の実現に寄与することを目的としています。

第２条は、定義の規定であります。

第３条は、先に申し上げた基本理念の規定となっておりますので、ここでは割愛をさせていただきます。

第４条は、市の責務の規定であります。市の責務といたしまして、基本理念にのっとり、手話の理解促進及び普及と、手話による意思疎通の図られやすい地域社会の構築に役立つ施策を講ずることを定めております。

第５条は、市民の役割の規定であります。

第６条は、事業者の役割の規定であります。これらの規定でありますが、いずれも基本理念と市の施策への理解、協力などに関する努力規定を定めたものとなっております。

第７条は、施策の推進の規定であります。市の施策について①から④までの４つの施策を定めております。こちらのほうは、資料をご覧願いたいと思います。

第８条でありますが、市の施策の推進における配慮の規定等であります。手話を必要とする者が、医療を受診するときなどにおいて意思疎通に支障が生じやすいことを踏まえ、関係機関との連携を図ることを定めております。また、自主的な取組に対する支援についても定めております。

第９条は、意見の聴取の規定であります。市の施策を推進するために、手話を必要とする者などから意見を聴取することを定めたものであります。

第１０条は、委任の規定となっております。

最後に、資料右側下段の５、今後の予定をご覧願います。

繰り返しになりますが、この資料は１１月２９日の市議会全員協議会の資料として作成をさせていただいたものでありますことから、今後の予定の（１）に記載いたしましたパブリックコメント、こちらは実際に終了したものが残っております。

パブリックコメントでありますが、令和６年１２月６日の金曜日から令和７年１月６日の月曜日までの３２日間で実施をいたしております。

次に（２）がありますが、条例案の市議会での提案時期に関するものであります。令和７年第１回市議会定例会に議案として提出をする予定となっております。

（３）は、条例の施行に関するものであります。市議会で条例案が可決された場合、令和７年４月１日を施行の予定としております。

以上、簡単でありますが、「東大和市手話言語条例（案）の骨子について」のご説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

**○Ａ会長**　ありがとうございました。

遠藤障害福祉課長の報告が終わりました。ご質問等がございましたら、お名前をおっしゃってからご発言をお願いします。いかがでしょうか。

Ｂ委員のほうからお願いします。

**○Ｂ委員**　公募委員のＢです。質問というか、ちょっと私もよく理解してないというのもあるという前提ですが。

あちこちの県とか市町村でこういう条例が話題になってまして、東大和市は違うと思いますけども、ややほかのケースではパブリシティ先行というか、やってるという姿勢を示すかのような印象を持つケースがあるんですけども。どうしても具体的にこれになりますと、例えば、デフリンピックがあるときに、手話を理解して助ける人が何人かいるでしょうし、それからあと、その辺はどうなってるんかなということと。

それから、東大和市だけ例えば配置しても、近隣市町村にもある程度のこういう体制が整ってないと、東京の場合、市町村で入り繰りがあるからと思うんですが、そこの具体的な手話を話せる人の要請とか対応とか、それに近隣市町村のというか、進行状況等を合わせて、情報として教えていただければと思うんですが。

**○障害福祉課長**　ご質問、ありがとうございました。

幾つかご質問いただきましたので、分かる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、デフリンピックの開催に当たりましての関係スタッフ等の養成でございますが、東京都が現時点でボランティアあるいは国際手話という、外国の手話を必要とする方と日本の手話を必要とする方などの意思疎通のためのできるスタッフなどを養成する事業が実施されているところであります。

次に、近隣の手話言語条例等の制定状況について簡単に申し上げたいと思います。

三多摩に限ってでございますが、例えば国立市におきましては、令和５年９月に国立市の手話言語条例が成立をされています。そして、調布市でありますが、令和６年９月に調布市手話言語条例が成立しています。また、最新のものでは、多摩市が令和６年１２月に多摩市手話言語条例というものを制定している状況となっております。

また、東大和市の手話あるいは手話通訳等に対する事業の展開でありますが、ここ４０年近くになりますけれども、東大和市では手話講習会という事業を実施をしております。その中で、手話を理解する方を大勢関わってきてくださっていると考えているところであります。また、具体的に、手話通訳者を養成する講座につきましてもここ数年実施をしておりまして、その中から実際に東大和市の手話通訳者として登録をしていただき、手話通訳をしてくださる方が１０人を超える人数、整えられているところでございます。

簡単でありますが、お答えとさせていただきます。

**○Ａ会長**　ほかにいかがでしょう。

Ｃ委員、お願いします。

**○Ｃ委員**　Ｃと申します。

先ほどご説明があったんですけども、東京都の手話言語条例というのが、ここも東大和

だから適用されてるわけですよね。そうすると、これ東京都の手話言語条例をプリントアウトしてみると、言葉は違いますけど、同じようなことを、趣旨は、理念は同じだと思うんですけど。その辺のすみ分けっていうんですか、東京都があるのに東大和もあると、そのすみ分けですね。

それから、東京都では共生社会って言ってるんですけども、東大和は地域ってのをわざわざ言って。地域を入れることによって、何か意味を持たせてるのかということですね。

それから、これ私の間違いかもしんないですけど、第２条手話を必要とする者、次に「市」が抜けてませんかね。市、それから、市民、事業者っていう、「市」が抜けちゃってるんじゃないかと思うんですけども。要するに、「手話を必要とする者」ってのは基本理念に相当すると思うんですよ。４条の市の責務って、「市」が抜けちゃってるんじゃないかと思うんですよ。

いかがですかね。よろしくお願いします。

**○障害福祉課長**　ご質問、ありがとうございます。

東京都手話言語条例と東大和市手話言語条例、まずこちらがすみ分けでございますが、東京都という広域の行政、地域、地方自治体としての役割が東京都としてありますので、広い管内での条例の制定と考えております。

次に、やはり東大和市が、東京都の中の自治体でありながら、東大和市手話言語条例をつくるその意味合いでありますが。東大和市で実際にお住まいになっている聴覚障害者がいらっしゃいます。そこで、東大和市という地域に住まう聴覚障害の方、手話を必要とする方々の、この東大和市に特化をした具体的には狭い地域での役割等について、あるいはその市民に対する市の施策等を提示するための条例ということで、文章としては同じようなつくりになっているところが散見されるかと思いますけども、あくまでも東京都それから東大和市、それぞれ地方公共団体としての役割として制定をさせていただいてるとこであります。

なおかつ、東大和市の条例に基づきまして、東大和市民を対象とした、あるいは東大和市に関わる手話を必要とする者に対する適切な対応等が、この条例の制定によって見込まれるものと考えているところであります。

それから、「地域共生社会」と「共生社会」でありますが、やはりこの条例をつくるときに、東大和市聴覚障害者協会という、市内で手話を必要とする方々との懇談、話合いの場を重ねてまいりました。その中で、やっぱり地域性ということで、東大和市という範囲を区切っての言葉として「地域共生社会」というものをここでは使わせていただいております。

それから、ただいま、ご質問の中で、第２条の定義「手話を必要とする者」に「市」というものが漏れているのではないかというご質問でございましたが、ここは実はこの資料が、この大きさにまとめるために文章を割愛してる関係で誤解を与えてしまったものと。

ありますが、ここでいう定義というのは、手話を必要とする者、それから市民、事業者についての定義でありまして、もともと市においては定義がされる必要がないということで、もともとここにおいては定義としての「市」は書いておりません。

以上でございます。

**○Ａ会長**　Ｃ委員、よろしいでしょうか。

Ｃ委員がご質問いただいた中の「地域共生社会」っていう言葉なんですけど、地域福祉で国の施策として使ってる「地域共生社会」っていう言葉があるので、恐らくＣ委員が少し引っかかったのが、「共生社会」と「地域共生社会」っていうのが違うであろうというところがご理解があった中で、あえてこの「地域共生社会」を使ったっていう、そういうご質問だったんですかね。ってなると、もしかしたら少しこの注意書きか何か必要かもしれないです。

私もいろいろなところで関わらせていただいていて、特に障害領域を何かやるときは、何か決めたり、何か言葉を書くときは、やっぱり「共生社会の実現」なんですね。「地域」は入らないんですね。なぜかというと、意味合いとしては「地域」を入れたいんですけど、「地域共生社会」っていう言葉を使った瞬間に、地域福祉の施策の中の地域共生社会の意味合いでもう捉えられてしまうので、それを避けてるわけですね。なので、もし東大和市のほうでこの言葉をここで使うのであれば、それとは違うっていうのを米印か何か、注意書き、何か書かないと、もしかしたら誤解が生まれるかもしれませんが。この辺、いかがでしょう。

**○地域福祉部長**　Ａ先生、ありがとうございました。

専門の先生にご指摘されて、ちょっと緊張しておりますけれども。私ども、地域共生社会というのは、どちらかというと厚生労働省がよく使っている言葉でございまして、私ども福祉部門ですから、国からの通知でも割とこの「地域共生社会」いう言葉が多用されております。

一方、報道ですとか、それから厚生労働省以外の例えば内閣総理大臣の談話とか、そういったところになりますと、もうちょっと大きな意味で「共生社会」という言葉も使っているというところであります。

私ども福祉部門でございますし、それからこの手話言語条例の一番の対象者というのは、手話を必要とする者。先ほど定義のご質問ございましたけれども、ということは、耳、聞こえについて障害をお持ちの方を中心に、その方々が暮らしやすい地域をつくりたいという、そういう広い意味での福祉的な観点で条例をつくっておりますので、そういう意味で厚生労働省が使っている言葉を使ったほうが、なじみというんでしょうか、適しているのではないかと、こういう考えであります。

学術的な理論というよりは、どちらかというと使用頻度というか、なじみの問題としてこの言葉を選んだということがございますので、だからといって、共生社会の意味を完全

に排除するとか、そういうような意味合いではない。むしろ国と歩調を合わせて、最終目標としては私ども福祉部門が目指すのは、厚生労働省と軌を一にしてると、こういうような趣旨でこの言葉を選んだということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

**○Ａ会長**　ほかにいかがでしょうか。

Ｄ委員、お願いします。

**○会長**　ほかにいかがでしょうか。

**Ｄ委員**　すいません、Ｄです。

パブリックコメントについてなんですけれども。もうこれ、令和６年１２月に終了してると思うんですけれども。大体、こういう条例とか、１２月頃の募集っていうんですか、パブリックコメントを集めるのが大体この時期かなっていうのがちょっと記憶にあるんですけども。今回は、大体どれぐらいの期間、募集をしたのかと。あと、どれぐらい市民の声が集まっているのか、またどのようなところにパブリックコメントを実施しますよっていうのが出てたのか。ちょっと私、見過ごしちゃってるような感じがするんですけど、教えていただけないでしょうか。

**○障害福祉課長**　それでは、ただいまのパブリックコメントの実施につきまして、ご回答申し上げます。

まず、パブリックコメントを実施しました期間でありますが、令和６年１２月６日の金曜日から令和７年１月６日まで、３２日間ございます。それから、周知の方法でありますが、東やまと市報とそれから東大和市の公式ホームページに掲載をいたしました。それからもう一つ、文書の閲覧といたしまして、障害福祉課の窓口におきましてご覧いただく状況をつくっております。

回答は以上となります。

すみません、回答が不足しておりました。提示された人数等でございますが、お２人の方からご意見を頂いております。

以上でございます。

すみません、補足いたします。お２人の方から合計で４件のご質問を頂いております。

以上であります。

**○Ａ会長**　Ｄ委員、よろしいでしょうか。

**○Ｄ委員**　パブリックコメントの内容っていうのは、どこから公開されるっていうか、あるんでしょうか。すいません。

**○障害福祉課長**　では、回答いたします。

まもなくと考えておりますが、市のホームページ等でご案内できる予定でございます。

以上であります。

**○Ｄ委員**　すいません、いいですか。

ホームページが、もう今、一般的な感じになってくると思うんですけども、なかなかホームページというかネット環境がない方は、どのようなアクセス方法があるんでしょうか。

**○障害福祉課長**　今、私どもは、市の中では標準的にパブリックコメントの結果につきましては市の公式ホームページで公表ということで定めておりますから、それに基づいて実施をいたしております。

以上でございます。

**○Ａ会長**　Ｄ委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに。どうでしょう。

**○Ｆ委員**　すいません、Ｆと申します。

全くＤさんと同じ質問内容でしたので、分かりましたので、ありがとうございました。

**○Ａ会長**　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これだけ質問があるということは、それだけ興味があると、関心があるということでございますので。デフリンピックもあって、東大和の皆様方で盛り上げていくっていう意味ではとても重要な条例かなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、こちらにつきまして質問がもう出尽くしたようでございます。

ここでお諮りいたしたいというふうに思います。

「東大和市手話言語条例（案）骨子について」、事務局から報告がございました。このとおりでご賛同いただけるということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○Ａ会長**　ありがとうございます。

では、異議なしということですので、こちらについては本審議会について承認ということにさせていただきたいと思います。

それでは、議題４（２）令和５年度の実施状況報告に移らせていただきます。

まずは、第６次東大和市地域福祉計画令和５年度実施状況についてですが、こちらにつきましては地域福祉部会でご審議いただいておりますので、地域福祉部会長から審議内容や部会で出された意見などについてご報告いただきたいと思います。

それでは、地域福祉部会長、よろしくお願いいたします。

**○Ｇ部会長**　地域福祉部会長を務めさせていただいております、Ｇと申します。よろしくお願いいたします。

令和６年度の地域福祉部会の実施状況を簡単にご報告させていただきます。

着座にてご報告をさせていただきます。

令和６年度は、地域福祉部会のほうを１回開催をいたしました。令和７年１月１４日火曜日、午後７時から開催をいたしました。議題といたしましては、第６次東大和市地域福祉計画令和５年度実施状況報告について審議をいたしました。出席委員は６名、欠席委員は１名でした。なお、傍聴人はおられませんでした。

それでは、資料２となります。「第６次東大和市地域福祉計画令和５年度実施状況報告書」、こちらに基づいて説明をさせていただきます。

まず、３ページ目をお開きください。

第６次地域福祉計画令和５年度実施状況報告書、事業評価集計表となります。こちら、表の左側の欄をご覧ください。施策の基本方針（目標）の区分となります。その中には、８１の事業がございまして、複数の担当課が実施している事業もありますことから、８９の評価がございます。

評価は、３、２、１、０となっております。評価の集計につきまして、一番下の段をご覧ください。全体で、評価３の「順調」こちらが３５事業。評価２の「概ね順調」こちらが４６事業、評価１の「着手」が７事業、評価０の「未着手」が１事業となってございます。

次に、部会の場で部会員から出た質問・意見の報告に移ります。主に２つの意見がございました。

まず１つ目ですが、同資料、こちらの資料のＡ３判の「第６次東大和市地域福祉計画令和５年度実施状況調査表」の１５ページをお開きください。

１５ページですね。基本目標５、福祉のまちづくりの推進、こちらのページとなります。（１）公共建設建築物及び公園・道路などの公共施設の整備、こちらの④「誰もが安心して学べるよう、学校施設のバリアフリー化を進めます」。こちらに対する評価が「０」になっておりますが、毎年、バリアフリー化の工事をするということはないことから、工事をやってなかったから「０」という評価ではなくて、バリアフリー化へ向けて取り組んでいることに対する評価にしたほうがよいのではないかというご意見がありました。事務局で確認をしていただいたところ、所管課のほうから、公共施設の再編計画を検討中であり、そのためバリアフリー化に向けて取組は行っていないため、「０」という評価のままであるという報告がございました。

続きまして、前に戻りますが、１２ページをご覧ください。

こちら、基本目標４、福祉の環境づくりの推進となります。こちら、（１）福祉教育の推進、こちらの①「福祉への関心を高める啓発活動や福祉活動へ参加する機会の設定などについて、関係機関と協力して地域共生社会の推進に努めます」と。こちらに対しまして、最初は評価が１でございました。ほかの項目で評価が「１」とされている内容と比べまして、評価が厳しいのではないかというご意見がございました。事務局で確認をしていただいたところ、評価を「２」というふうに修正したと報告がございました。

部会委員から出た意見につきましては、以上２件ですね。報告は以上でございます。

全体の評価としまして、お持ちのちょっと３ページに戻っていただければと思います。

こちら、全体の評価といたしまして、下のほう、第５章、基本目標２、地域における権利擁護の担い手支援。こちらの項目については、評価「２」以上がございません。しかし、

一番下の段、全体での評価になりますが、評価「３」が３５、評価「２」が４６、これ合わせまして８１となります。約９１が「概ね順調」以上となっておりますことから、令和８年度の目標達成に向けまして、ほぼ全体として順調であると評価することができるかと思います。

以上、地域福祉部会からの報告でございました。よろしくお願いいたします。

**○Ａ会長**　ありがとうございました。

Ｇ部会長から、地域福祉部会の報告が終わりました。

ご質問等ございましたら、名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

Ｃ委員、お願いします。

**○Ｃ委員**　Ｃと申します。

４ページの④に民生委員のことが書いてあって。民生委員さんが、今、８名欠員がありますよね。それで、どこの地域でもそういう、民生委員さん足りないということをよくお聞きするんですけど。私が、案として、７５歳が定年ですから、定年というか、それを８０歳まで延長できるとか、そういう延伸ってのはできないんでしょうか。年齢制限の検討ですね。

それから、民生委員の役割っていうのは、大変重要な地域福祉の中核となるお仕事をされてるんですけど、そういう民生委員のお仕事はどんなことをやってるのかっていうものを市報で市民の方にお知らせするってことも大事じゃないかということですね。

それから、地域には自治会があるわけですけども、自治会の推薦をいただくっていうことも必要かな。地域のことよくご存じの自治会の人にそういうものを推薦してもらうと。

それから、地区割があるわけですけども、基本的には、その地区の人の地区に住んでる民生委員さんを推薦するのが基本だと思うんですけど、状況によっては、隣の、ブロック化して３つの地区を１つに考えて、その中から民生委員さんが選出できないのか。１つの地域だけにこだわらないでブロック化して、そういう民生委員さんの選出していくという方法もあるかと思うんですけど。これ、私の考えなんですけど、いかがでしょうかね。

それからもう一つ、民生委員さんはボランティアでやってるっていうことで、ほとんど報酬がないわけですよね。ですので、そういう報酬っていうのは検討できないんですかね。やはり若い人なんかはやっぱり報酬があると、こんなこと言ったらあれですけど、やっていただける方もいるんじゃないかなということなんですけど。その辺ちょっと民生委員さんについて、私の意見ですけど、いかがでしょうか。

**○福祉推進課長**　ありがとうございます。福祉推進課長の長井です。

民生委員の方の欠員の方、現在、９名の方欠員になっております。

年齢のことなんですけれども、令和７年、今年の１２月の改選に向けて、その直前に現在再任が７５歳なんですけれども、７７歳というところで引き上げたいですということに

なっております。

市民の方への周知なんですけれども、５月１日号の市報で周知の予定になっております。

自治会への通知なんですけれども。民生委員さんの仕事内容の説明会というのを先日も行って、今度も行う予定なんですけれども、自治会のほうに通知のほう配付させていただきたいと思っています。

３つのブロックに分けてというお話なんですけれども。隣接の地区からの推薦というところも考えられるかなというところで。お待ちください。必ずしもお住まいの地区ではないところっていうところでも、担当するっていうことができるようにはなっております。そのような形でお願いしているところでございます。

活動費のほうなんですけれども。東京都から８，８００円、市のほうから６，０００円ということでの支給になっております。すみません、今の金額ですが、１か月当たりというところです。

以上でございます。

**○Ａ会長**　よろしいですか。

**○Ｃ委員**　推薦じゃなくて、私がやりたいっていう、そういう人はいないんですか。そういう自薦っていうか。そういう公募っていうか、公募は難しいんですか、やっぱり。

**○福祉推進課長**　民生委員さんの公募は行っておりません。説明会のほうにご興味がある方がいらっしゃって、それでお話を聞いていただいたり伺ったりということはしておりますし、今後もやりたいと思っております。

**○Ｅ委員**　すいません。

**○Ａ会長**　よろしくお願いします。

**○Ｅ委員**　Ｅです。

私は、１６年前に民生委員の事務局長をやっとって、そのときが、今はちょっと分かりませんけども、民生委員が６２８人いました。年齢制限はもうしてないんですよ。それで結局、民生委員とか地区の町内会とか、そういった人たちに頼んで、それで地域と地域と地域をネットワークして、それでもう区切りはなくしてやってます。そうしないと、もう来手がないんですよ。これでもまだ欠員があったんですけどね。しかし、それは１６年前ですので分かりません。もう私が現役で市役所におったときの話ですので。しかし、それはやってると思います。年齢制限をしてたらもう切りがないから。

私は老人クラブに入ってるんですけども、そこで３８名おられるんですよ。その中で、民生委員になりたいという人はいなかったです。しかし、アンケートとか何とかはもうずっと取っておって。それで、３８人のうち女性が３０人なんですよね。それで、私は結局もう、７６でも若いほうなんですよ。９６歳ぐらいでもグラウンドゴルフとかマージャンとかやってるんですよ。だから、もしよかったら老人会に貼っていただくようにお願いしたいと思います。

以上です。

**○福祉推進課長**　民生委員さんの年齢制限の撤廃というようなお話があったんですけれども。民生委員さんの年齢につきましては、全国的に定められている年齢で区切られておりますので。

**○Ｅ委員**　すみません、私、それは１６年前の話ですので、もう今は分かりません。

**○福祉推進課長**　すいません。そうですね、現在ですと、ちょっと決まった年齢制限の中でお願いしているところなんですけども。民生委員さんの推薦会のほうとして委嘱された、東京都を通じて国から委嘱された方が民生委員さんという形になりますので、年齢制限のほうが独自に設けるということはちょっと難しいんですけれども。今回、年齢制限が上がりましたので、なるべく、再任の方とかもいらっしゃるんですけども、もう少しご理解深めていただけるようにＰＲなどに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

**○Ｅ委員**　すいません。私たちの、民生委員に対するお金、そういったものは厳しいんですけども、その代わりに旅行なんかにどんどん連れて行くんですよ。それで、私が添乗員をしたことがあったもんですから、旅行関係のことは詳しいんですよね。それで、バス１３台。これは、民生委員だけじゃなくて、老人クラブ。バス１３台で２泊３日で行ったことあるんですよ。その代わり、分けて、地域を３つに分けてずっと行ったんですよ。だから、その分で物すごく喜んでいただけましたね。そういったことをしたらいいんじゃないかと思うんですけどね。

以上です。

**○Ａ会長**　一つのご提案ということで。ありがとうございます。

Ｂ委員。

**○Ｂ委員**　実は、民生委員のこの不足問題は、福祉部会でも部会のたびに、いい方法はないかという意見は出るんですが。なかなか、今日出たように、報酬だとか、年齢だとか、市報で民生委員をやる魅力を紹介したらどうかというように、そういう突っ込んだ話が出ておりません。今日の委員の披露された話とか提案等も、非常に今後のためには、今後、民生委員を増やしていくには、何とか具体策に生かして民生委員の不足をカバーできるようにしていただければと、福祉部会の一員としてお願いいたします。

**○Ａ会長**　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

Ｈ委員。

**○Ｈ委員**　Ｈです。よろしくお願いいたします。

５ページの重層的支援の相談支援体制のところなんですけれども。重層的相談支援体制の確保ってほんとに大事だなっていうふうに思っていて、ぜひ進めていただければと思うかなと思うんですけれども。こちら、去年と、令和４年、５年があまり変わっていないの

ですが。「情報収集を行うにとどまったため」っていうふうにあるんですけども、これ具体的な内容とか、ちょっと進捗でも、こんなように進んでるっていうのがあれば教えていただければなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

**○福祉推進課長**　５ページ。

**○Ａ会長**　５ページですね。５ページの⑦。

**○Ｈ委員**　すいません、５ページの一番上の⑦のところですね。

**○Ａ会長**　⑦ですよね。

**○Ｈ委員**　はい。

**○福祉推進課長**　福祉推進課長、長井です。

情報収集の具体的内容ということなんですけれども、国の通知や他市の状況などの情報収集というところで行っておりました。

以上でございます。

**○Ｈ委員**　ありがとうございました。

そうしましたら、整備とか体制については少しずつ進んでるっていう理解でよろしいですか。

**○福祉推進課長**　そうですね。東大和市の支援の方向っていうのが、ほかの市の状況なども収集しながらということで申し上げたんですけれども。現状、いろんなところの相談にいらっしゃった方っていうのが、横のつながりでいろいろとその方に必要な支援につなげるという形で行っておりまして。

そういった形で進めている中で、市のいろいろと行っている事業がほかにもございますので、そういった全体的なバランスの中でどうやって進めていくかということがこれからちょっと課題にはなっていくかと思うんですけれども。引き続き横のつながりで、必要な支援につなげられるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

**○地域福祉部長**　すみません、地域福祉部長、伊野宮です。

今、長井のほうから説明ありましたけれども、ちょっと補足をさせていただきます。

私どもとしては、この重層的相談支援体制というのは意識はしておりますけれども、ちょっとまだなかなか具体的な形でここで発表することが、段階ではないというところであります。

ただ、例えば、生活困窮者の自立支援事業というのをやっておりますけれども、その調整会議におきまして多様な主体を集めまして、いろいろ個別のケースを題材に話合いをしたり、それから東大和市が進むべき生活自立支援事業の将来像ですとか、そういったことをご説明したりということで、まず他機関の顔の見える関係というものを構築しております。さらには、昨年度からひきこもりの支援も始めましたけれども、このひきこもりというものも非常に多様な課題を抱えていらっしゃる世帯の問題が多いものですから、その支

援のコーディネーターの方も、いろんな教育も含めて福祉関係の機関との連携を今構築している最中だということです。

こういった取組は、ここに書いてある、将来的には重層的相談支援の礎になるものというふうに考えておりますので。確かに情報も収集しつつ、それから各市の取組も当然、私のほうは研究しておりますけれども、そういった個別の分野からやがて多様な期間を連携して、そして最終的には重層的支援に結びつけたいというふうに考えておりますので、そういった点をちょっとご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

**○Ｈ委員**　ありがとうございました。

部長がおっしゃるように、まず横の、町内のネットワークをつなげるとか、顔の見える環境づくりをしてるっていうことでやってらっしゃると思うので、「情報収集を行うにとどまった」ではなく、「まず庁内連携をする」とか、前向きな書き方でもいいのかなとちょっと今思いました。ありがとうございました。

**○Ａ会長**　なかなか鋭いご質問を頂いたなというふうに思うんですけど。私も一言だけなんですけど、いろいろな全国で重層的の取組を始めますと国が言ったときに、ぱって手を挙げて始めたところは結構苦労なさっています。というのも、やはりそういう体制を丁寧につくっていなくて、その枠組みでぱっと持ってきて、予算持ってきてってやってるんで、非常にご苦労してるんですけど。

今、部長からも説明があったように、その地域というか、その市で取り組まれてることを丁寧に、今、構築なさっているので、それで重層的な支援体制事業という形で取り組まれるのが、私はとてもいいなというふうに思っておりますので。そうなると、確かに情報収集だけの評価っていうのはちょっともったいないような事例かもしれませんので、いいご質問等を言っていただいたなというふうに思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

Ｉ委員。

**○Ｉ委員**　市民委員のＩです。

私からは２点ほどありまして。１５ページ。部会のほうでも話があったという④番ですね。バリアフリー化のところなんですけれども。結構、学校施設のバリアフリーって、ほんとに緊急でやらないぐらい大事なことかなっていうのは、時々思ってまして。

今、娘が保育園行ってるんですけども、保育園の中でも車椅子で通ってる子がいて、やっぱり子供にとってもすごいいい影響、みんなで助け合って生活してるっていう光景を見て、物すごく感動してるんですけれども。じゃあその子は、果たして小学校上がったときに、この子たちと一緒に通えるんだろうかっていうのをすごく考えまして。やっぱり、学校の施設がバリアフリーになってないと、トイレも使えないとかになると困るだろうなと思ったりして。

あと、学校でよく夏祭りとかやっていただいてて、いつも楽しみで参加したりするんですけど。そういうときも、学校がバリアフリーになってると、妻は車椅子ユーザーなので一緒に行けたりしますし。あと避難所にもなりますよね、そういうときにもやっぱりバリアフリーっていうのは喫緊の課題として大事なことかなって思いました。

その中で、今回は学校だけここに書いてあるんですけども、市の施設っていうのは計画にどこか入ってこないのかなと。例えばこの会議棟、エレベーターがないので２階とかに車椅子が行けないっていうのもあるので。伺いたいのは、市の施設っていうの、特にバリアフリー化っていうのは特に入ってこないのかっていう。

あともう一点が、１７ページの真ん中にある（５）の④番、ガソリン費の助成についてなんですけれども。これ、ガソリン代がすごく高騰してる中で、毎年このガソリン費っていうのは、補助率とかをこう見直しをしているのか、過去に決まった率をそのまま適用してるのか、その辺をちょっと伺いたいなと思います。

以上です。

**○地域福祉部長**　すいません、２問ほど頂きましたので、ちょっと私のほうが、バリアフリーのほうからご説明いたします。

おっしゃるとおりだと私も考えています。学校だけではなく、全ての公共施設にこのバリアフリー化が浸透すれば、それこそ先ほどちょっと話題になりました地域共生社会の礎にもなるんじゃないかというふうに思っておりますが。残念ながら、ハードウエアの改修というのは当然お金の問題がありまして。今、東大和市は財政事情が非常に厳しいんですね。あまり細かいことはちょっとここで述べるのもはばかられる部分がありますけれども、２６市の中でも下から二、三番目ぐらいに厳しい状態でして、なかなかそういう政策的な経費にお金が回せないというのが実情としてございます。

ただ、皆さん聞いたことあると思いますが、道路や橋も含めて、公共施設の老朽化という問題がありまして。今はまだ持ちこたえておりますけれども、いずれ２０年後あたりになると、もう施設としては使えないような状態になるだろうというふうに言われておりますので、今から少し基金をためまして、学校を含めた公共施設の改修あるいは建て替え、こういったものを今検討してるところであります。

バリアフリー化だけを先行してやるのが、障害の観点からはそうしていただきたいというお気持ちがあるんだろうと思いますけれども、その他、躯体そのものも近い将来使えなくなる可能性があるので、そこも含めて私どもは検討しているということなので。お気持ちはすごく分かりますし、私どもも必要性は十分分かってるんですけども、それ以外の要素も含めて総合的に公共施設の再編をしなければならないというところで、ちょうどその計画をつくってる最中でございますので、そういったところをご理解いただいた上で、ちょっとその計画ができれば当然、公表いたしますから、ぜひご覧いただければというふうに思っております。

ちょっと積極的な答えにならなくて申し訳ないんですけれども、課題としては非常に大きな課題だというふうな認識でございます。

以上です。

ごめんなさい、それがバリアフリーでございまして。ガソリン費助成のほうは、障害福祉課長からお願いいたします。

**○障害福祉課長**　それでは、私、遠藤より、ガソリン費助成についてのご質問にお答えさせていただきます。

ガソリン費助成の助成額につきましては、ガソリン税相当額を助成するとしておりまして、現在は１リットル当たり５３円８０銭で助成いたしております。

以上でございます。

**○Ｉ委員**　ありがとうございました。

**○Ａ会長**　Ｃ委員、お願いします。

**○Ｃ委員**　Ｃと申します。すいません。

１７ページの①コミュニティバスの件なんですけれども。利便性のご強調をされてるんですけど、これにプラス付加価値をつけていく。だから、車内のポスターを貼るとか、近隣のお祭りなんかもお知らせするとか、そういう形でやはり利便性と付加価値をつけていくっていうことも大事じゃないかと思いますが。

以上です。

**○障害福祉課長**　障害福祉課長、遠藤でございます。

ちょこバスの中に、例えばご案内などを掲示をしたらいかがかっていうご提案と承りました。私、よく、ちょこバスを活用しておりまして。ちょこバス、実際に乗られたことはございますか。確かに東大和市の中の情報に限られておりますけれども、市報が置いてあったり、それから東大和市内の公共施設などで実施をする行事のご案内などがポスターとして掲示がされておりますので、乗車された方につきましては、そういった市の中で行われる各種行事などを目にされる機会になっているものと考えております。

以上でございます。

**○Ａ会長**　Ｃ委員、よろしいですか。

Ｄ委員。

**○Ｄ委員**　Ｄです。

１２ページの福祉教育の推進というところの②番なんですけれども。この報告書は令和５年の実施状況ということで、評価の一番いい「３」が、「②児童・生徒の福祉への関心を高めるために、福祉教育の推進に努めます」ってところなんですけど、令和５年は「３」の評価、一番いい評価がついていて。教育指導課のほうが学校のほうに、こういう教育をどんどん生徒たちにやってくださいよというふうにおっしゃってくださってるのかなと思うんですけど。

令和６年は、うちのグループにも時々そうやって学校のほうから依頼が来たり、あと社会福祉協議会さんとして依頼があったりするんですけど、その年によってすごいやっぱり依頼のばらつきがあるなと思っていて。学校も忙しいし、あと校長先生とかのいろいろ考えとかで、なかなか変わるんじゃないかなと思うんですけど、すごいここってやっぱり大事なことだと思うので。令和７年ももうすぐなんで、令和７年はどれぐらい依頼が来るか分からないんですけど、どんどん推進していただきたいなと思う項目なので、ちょっとお話しさせていただきました。質問ではないので。

以上です。

**○Ａ会長**　貴重な意見、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようです。

続きまして、「第２次東大和市障害者総合プラン令和５年度実施状況について」でございます。

こちらにつきましては、障害者部会でご審議いただいてますので、障害者部会長から審議内容や部会で出された意見などについてご報告いただきたいと思います。

それでは障害者部会長、よろしくお願いいたします。

**○Ｊ部会長**　１月２９日に障害者部会が開かれまして、ご審議いただきました。遠藤課長から非常に丁寧にご報告いただきまして、議論が盛り上がりました。

５６ページを見ていただくと、実施状況、５６ページの右の下の小さい四角が実施状況をまとめた数値になっています。令和２年度から比べて、令和５年度に向かって数値が上がってるのがよく分かると。特に「３」っていうのが増えていって、「１」とか「２」が減っているっていうふうになって、「未着手」は１件っていうふうになっていますので、事業計画そのものがこのように進んでいるっていうご報告をいただきました。

一つ一つ丁寧にご報告いただいたんですが、全部申し上げるわけにいかないので、まとめてお話をしたいと思いますが。

３１ページに、障害者福祉サービスの見込数とその確保のための方策っていうのがあって、この辺について妥当なのかどうなのかっていうご意見がたくさん頂きました。そこに至るまでも、数字的にそれでいいのかっていうようなご意見も頂いたんですが、ここら辺でそういう話があったんですが。

３４ページに共同生活援助、グループホームのことが出ていて、市内にあるグループホームが増えてきてこういうふうになってるんだけども、市民はどれぐらい利用してるのかっていうご質問を頂いて。っていうことでなったんですけども。正確な数字っていうことではなかったんですが、東大和市民の方が多いわけではないというようなご報告をいただいたんですが。

もともと東大和市は障害者のグループホームに寛容なところで、私がこの市議会に関わ

るようになった前から障害者の利益っていうことを東大和市は考えていただいて。他市は、自分の市の人でないとグループホームを認めない時代があったんですけど、東大和市さんは結果的に障害者の方の利益になるということでというご判断をいただいたんだと思う、当時は。それで、グループホームを許可していったんですね。そういうようなことがあって、今の東大和市の共同生活援助のグループホームにつながっていて。このグループホームの人たちも会合みたいなのをやって質を上げようとしてらっしゃいますけどっていうことをちょっとお話をしました。

それから、４３ページに手話のことをつけていて。せっかくさっき手話の方のっていう話になったんですけど、新しい合格者がゼロだっていうのはどういうことだっていうお話があって。ちょっと残念だったなっていう話がありました。

それから、ちょっと盛り上がったのは、４７ページと４８ページが、市役所の中の障害者の方への合理的配慮っていうか、どういうことをしてるのかっていうようなことで。各課がどれだけ取り組んでるのかっていうことの質問があって、かなりここ盛り上がったっていうか。４０ぐらい東大和市の市役所には課があるらしくて、そのうちの３０ぐらいは障害者の方に対して何らかの形で配慮をしてるということだったんですが。例えば筆談ボードって書いてあるのが結構あって、こんなの当たり前だろうっていうふうにおっしゃる委員の方もおられまして、もう少し具体的に各課のところがやればいいんじゃないかっていう説もあったんですけども。障害福祉課の方が説明会を開いて各課の配慮を促すようなこともされてるということでしたので、大変いいなって思いました。

それからですね。市内全体の率っていうのは、できたとかできないとか、何人からいいとか、そうだとかっていうようなのが判断がしにくいということで、何人できたからよしとか、何人やったからうまくいってるとかっていう、この判断の「１」「２」「３」の判断がしにくいっていう部分もこの障害福祉サービスにあるっていうことの説明もいただきました。

以上です。

**○Ａ会長**　ありがとうございました。

Ｊ部会長から障害者部会の報告が終わりました。

ご質問等がございましたら、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

Ｂ委員、お願いします。

**○Ｂ委員**　Ｂです。

私は、これは部会でいろいろ議論されたと思うんですけど、その部会の議論等は存じ上げないままの質問になりますので、ちょっと的外れなのもあるかもしれませんが、質問します。

疑問点をまとめて言いますが。まず、１３ページに下のほうの４―５、情報・コミュニ

ケーション支援拡充云々という項目がありまして、令和４年、令和５年とも実施状況が全く同じなんですよ。これは、これに限らず、ほかの部会等も年度が全く同じ実施状況になってるという項目が幾つかあって、それを代表するような形で質問なんですが。

例えば、この「協議の場の設置に向けて、研究・情報収集を行った」というのが、仮に４年度のことだとして、５年度も同じように、令和５年度も別途、令和４年度とは別に研究・情報収集を行っておられれば、評価「１」。評価「１」も相当かなと思うんですが。ひょっとして令和４年度に行われた研究・情報収集を行ったのが、令和５年度もそのことを指してるとすると、令和５年度の評価としては「１」には……、むしろ「０」になるんじゃないかと、そういうふうに思うわけです。これは実際どうなってるかは分かりませんので、ほかに似たような表現のところも含めての質問です。

それから、３４ページに、一番下に、地域定着支援、実利用者数ゼロとありまして、「利用者がいなかった」。それはそれで、そのとおりなんだろうと思うんですが。「１」になってるんですよ。ところが、その２つ前の３１ページの一番下の、重度障害者等包括支援。これは、実利用者ゼロで、横線が引っ張ってある。要するに対象外になる。こちら３１ページは対象外で、３４ページは一応、評価「１」なってる。これはどういう。ちょっとバランスが悪いんじゃないかなと思います。

それから、４２ページに、特に下から２コマ目の、成年後見人の法人後見支援事業、社会福祉協議会と定期的な打合せを云々という、これが「１」。正確に言いますと、前年度の評価「２」で、これが「１」に下がってるんですが。

ほぼこれに対応する項目が、地域福祉部会のほうでもありまして。地域福祉部会のほうには、あんしん東大和云々とか、それから３市交換会とか、それから制度利用について云々という項目がありまして、それは、あんしんは評価「２」、３市交換、評価「２」、制度利用云々は評価「３」となってます。それを地域福祉部会のほうの評価から出る、それから比べ、それからこの業務の前年度の評価「２」と比べると、令和５年度の実施状況を評価「１」にするのは、これは逆にちょっと厳しいんではないかなと。地域福祉のほうの評価が正しいと言ってるわけじゃないんですが、いずれにしてもちょっとバランスが悪いんじゃないかなと思いました。

以上です。

**○障害福祉課長**　それでは、何点かご質問いただきましたので、順に回答を申し上げてまいりたいと思います。

この報告書でありますが、第２次障害者総合プラン令和３、４、５年度、３回にわたる実施状況報告に基づく最終年度の実施報告としてまとめたものでございます。

まず最初に１３ページの「情報・コミュニケーション支援拡充のための協議の場の設置や運営について」でありますが、それぞれ各年度単位で入手できる情報の収集であるとか、必要な打合せなどを課の中で実施をしたと捉えておりますことから、評価につきましては、

前年度、令和４年度の実施状況を踏まえた令和５年度実施状況、それぞれ独立させた状態で取組状況としての「１」という評価をいたしているところでございます。

次に、３１ページの重度障害者等包括支援、それから３４ページの地域定着支援、それぞれの事業に係る評価の内容が、重度障害者等包括支援については「―（横棒）」とあり、それから地域定着支援は「１」というものでありました。まず、地域定着支援、こちらの事業につきましては、対象者に対する支援の体制という観点での状況を鑑みまして、サービスの提供体制が障害福祉課といたしましては十分ではないのではないかという見立てをいたしまして、「１」という評価を整えたところでございます。

次に、重度障害者等包括支援につきましては、こちらは、どういう方にこのサービスを提供するのかという内容を書かせていただいておりました。この重度障害者等包括支援を提供する対象となる方がいなかったという、その対象者がないということから、ここは「―（横棒）」を引き、「対象外」という評価にしたところでございます。

それから、すいません、４２ページの成年後見の部分につきましては、７－５の。福祉推進課の事業ですか。すいません、回答を変わります。

**○福祉推進課長**　４２ページのほうの成年後見制度法人後見支援事業につきましては、ちょっと厳しいのではないかということでご意見いただきました。その上にある、成年後見利用支援事業のほうが「２」で、先ほどの資料２の１８ページのほうですかね。上のほうにあります、あんしん東大和の権利擁護支援検討会議のほうの内容で「３」がついているので、ということでのご意見だったと思われます。

それぞれ事業内容のほうが異なりまして、こちらの１つ上の、４２ページの上のほうの、こちらの成年後見制度利用支援事業につきましては障害福祉課のほうの事業で、市長申立てに対する事業になっております。

先ほどの資料２のほうの１８ページのほうのですね。こちらにつきましては、毎月行っている支援検討会議において、毎月行っているということで、そちらで専門職を交えたマッチング支援を行ったということでの３となっております。

今、ご質問いただきました、４２ページの真ん中の成年後見制度後見支援事業につきましては、法人後見人の委託をすることを目指してというところも書いてございまして、市民後見人、法人後見人というところで記載してございます。こちらにつきましては、視察を行ったりとか、マッチング及び後見方針などの支援を行ったということで、こちら実際のところ。すいません、法人後見人と市民後見に関しては視察ということで「１」ということの評価でつけさせていただいておりますので、ほかとのバランスがということではないと認識しております。

以上でございます。

**○Ａ会長**　Ｂ委員、よろしいでしょうか。

**○Ｂ委員**　分かりました。

**○Ａ会長**　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では続きまして、「第２次東大和市健康増進計画令和５年度実施状況について」です。

こちらにつきましては、健康推進部会でご審議いただいてますので、健康推進部会長から審議内容や部会で出された意見などにつきましてご報告いただきたいと思います。

それでは、健康推進部会長、よろしくお願いいたします。

**○健康推進部会長**　こんばんは。健康推進部会長のＫです。よろしくお願いします。

本年度の健康推進部会の開催状況をご報告いたします。

令和６年１２月の１９日木曜日、午後７時３０分から保健センターで第１回健康推進部会を開催いたしました。出席委員は、７名全員が出席されました。なお、傍聴人はおりませんでした。

議題としましては、「第２次東大和市健康増進計画令和５年度実施状況報告書（案）」の説明及び「東大和市自殺対策計画の実施状況」の報告を受け、協議・検証いたしましたので、要点をご報告いたします。

「第２次東大和市健康増進計画」の「実施状況報告書（案）」についてですが、事務局から内容の説明を受け、その後、各委員からご意見・ご質問をいただきました。

「実施状況報告書（案）」の概要としましては、基本的な構成は昨年度の報告書と同様の構成になっております。また、事業評価の重要な視点として、住民自らが健康の維持・改善を自主的に行うための社会環境、まちづくりを目指す「ヘルスプロモーション」の視点を取り入れられております。また、健康増進のために情報を獲得し、理解・活用する「ヘルスリテラシーの向上」といった新たな視点での評価が取り入れられております。

次に、委員から頂いた意見です。

「実施状況報告書（案）」の７ページから１１ページにかけて記載している、評価指標の関連基本データに関して意見がありました。内容としましては、記載された基本データのうち、掲載の必要性や掲載箇所について意見を頂きました。

また、基本目標の「生活習慣の改善の推進」の施策の一つである「休養」について、休養の大切さを市民が理解・認識できるような取組をしてほしいという意見がありました。

全資料を通して、資料の文字が細かい、また、見にくいなどの箇所があるので、理解しやすい、分かりやすい資料製作を検討するようにという意見がございました。

続きまして、自殺対策計画の報告についてです。

自殺対策計画の進行管理については、昨年の健康推進部会において関係機関で構成する会議を設置し、その中で集中的に進行管理を行っていくことを予定していると報告がありました。

今回の健康推進部会は、新たに関係機関との会議体を設置し審議するのではなく、東大和市地域福祉審議会本会において、健康増進計画と同様、自殺対策計画についても進行管

理したい旨、報告がありました。

また、取組状況の報告、情報共有をいただきました。

健康推進部会からの報告は以上です。

**○Ａ会長**　ありがとうございました。

Ｋ部会長から健康推進部会の報告が終わりました。

ご質問等がございましたら、名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

Ｂ委員、お願いします。

**○Ｂ委員**　Ｂです。同じように、部会での慎重な審議を全く知りませんので、勘違いのままの質問になるかもしれませんが。

質問したかったのは、３１ページ。私は、昨年も何か似たような質問をしたような記憶がありますが。秘書広報課と文書課で。これは健康増進計画の状況報告の評価なわけですが、市の広報体制を評価する審議会じゃないわけですね。だから、東やまと市報、年２５回発行して、２万８，０００部出してますという、それ仮に市の広報体制ってよくやってるなというんであればいいんですけど、市の広報、これ２万８，０００部出して２５回出しましたとか、それから市政情報コーナーがありますというのが、どうして健康増進の評価項目になって、上は「◎（二重丸）」になって、下は「○（一重丸）」になってるかなというのが甚だ疑問です。

例えば、それからあと市報も、シルバー人材センターと協力して云々ということでしょうけども、シルバー人材センターの会員の方に例えば市報を配ってもらって、それによってシルバーさんは健康がアップしたというんであれば、健康増進になってるかもしれませんけども。何でこれが、市報を出したのと市政情報コーナーがあるというのが健康増進になるのか。その辺、部会で審議されたと思うんですが、私としてはよく理解できない。

**○Ａ会長**　はい、お願いします。

**○健康推進課長**　ご質問ありがとうございます。健康推進課長の幸村でございます。

今、ご質問をいただきました、３１ページの左側にナンバーが記載されておりますけれども、２番、３番、こちらにつきましては、こちらの取組方針としまして、健康づくりにつながる環境の整備という取組方針に対する取組の事業ということで、こちらに掲載をさせていただいております。

今、ご質問があった部分ですけれども、広く市民の方が健康に関する情報を入手するために、こういった市報ですとか、あとは市政情報コーナーを設置しているっていうところでの評価をしていただいているという形になっております。

以上でございます。

**○Ａ会長**　Ｂ委員、いかがでしょうか。

**○Ｂ委員**　分かりました。

**○Ａ会長**　市報に情報があるというところですかね。

ほかにいかがでしょうか。

Ｉ委員、よろしくお願いします。

**○Ｉ委員**　市民委員のＩです。２点ほど伺わせてください。

１９ページ、一番上の７番のところなんですけれども。車いすバスケットボールをやっていただいてるところで、このパンフレットとかを見て、こういう車いすバスケットボールとかっていうのを身近に感じさせてくれることをやっていただけるのが、すごくありがたいなと思ってます。その中で、取組状況が、ほかのところは参加人数になってるんですけれども、車いすバスケットボールだけ観客数になってるのは、何か意図があるのか。

と同じ項目に、これって事業概要が、「狭山丘陵と多摩湖をＰＲして、観光振興を図る」っていうふうにあるんですけれども。何かこう、ずらっと載ってる事業を見ると、多摩湖駅伝が多分そこに入ってくるのかなと思うんですけど、ほかのイベントも後々そっちでやるようなことを考えてらっしゃるのか。そこをちょっと伺いたかったのと。

あとすみません、もう１個が９番グルメウオーキングについてなんですけれども。これも、事業概要が「新規顧客の獲得」ですとか「効果的な商品ＰＲ」ということになってるんですけれども。今回、評価が「△（三角）」っていうことで、理由を見ると、「実施方法のマンネリ化」とかっていうふうに評価の理由になってるんですけれども。これが、事業概要が、新規顧客の獲得とかっていうふうになるんであれば、仮に実施方法がマンネリ化してたとしても、お店の顧客とかが増えてるんだとするとそこって評価が変わってくるのかなと思うんですけれども。ここって、その成果、実際に新規の顧客が増えたとか、そこら辺までお店にヒアリングをしているのか、それをちょっと伺いたいなと思いました。

以上です。

**○健康推進課長**　ご質問ありがとうございます。

まず１点目、７番の車いすバスケットボール大会の取組状況の記載でございますけれども。ちょっと今、こちらの担当の部署のほうからの情報が手元にちょっとございませんので、こちらについては確認をしてまいりたいと思います。もし、人数としてこれを評価をするのに、競技の人数として書くということではなくて、観客数ということでこういった機会を市民の方が同じ場に参加をされているっていうことで、こちらの右側の評価をされているのではないかと思うんですけれども。すいません、主管課のほうにちょっと確認させていただきたいと思います。

それから２点目にご質問いただきました、同じ事業の中の事業概要の部分ですね。こちらにつきましても、今、こちらでちょっとお答え分かりかねますので、こちらについても確認をしてまいりたいと思います。

それから３点目にご質問いただきました、ナンバー９番のグルメウオーキングについてでございますけれども。こちらにつきましても、ちょっと事業概要としましては、「観光

事業を活用した市内商業の振興を図る」ということで書かれておりまして。取組状況としては、定員６００人だったところが延べ参加人数がそれに満たなかったっていうところも併せて右側の評価になってるかなというふうに思いますけれども。

こちらは、「身体機能を維持・改善する運動習慣の定着」という項目での評価になりますので、ちょっとその評価の内容についてもまた改めて産業振興課のほうと調整をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○Ｉ委員**　ありがとうございます。

**○Ａ会長**　恐らくですけど、車いすバスケット大会って、アスリートがこう、やってる大会だと思うんですね。予測です。そうすると、市民の方って、体験コーナーはあるんですけど、市民が大会に出るというのはなかなか難しかったんじゃないかなと思うので、観客数っていうところで指標を出したんじゃないかなっていうふうに思います。

もしかして違うんですか。

**○地域福祉部長**　すいません、地域福祉部長の伊野宮です。

今、Ａ先生から、恐らくということで、選手権のような大会ではないかということなんですけど。実は、これ令和５年度の取組ですから２０２３年ですので、ちょっと私、今、ネットで調べてみたんですが出てなかったんですけど、その次の年の２０２４年に実はこの東大和のロンドみんなの体育館、要するに市民体育館ですね。そこで、第４９回の東京都車いすバスケットボール選手権大会、これの東京ブロックの大会が開かれております。恐らくそれと類似したものが１年前も行われたのではないかなというふうにちょっと推測しておりまして。

ごめんなさい、手元に資料がないんですけれども、もしそういう選手権大会ですと、やはりどうしてもそれを観客数でないと捉えられないというところで、こういう記載になった可能性が高いなということでございます。担当課は生涯学習課でございますので、先ほどコウムラからは話がありましたけれども、もし詳細お知りになりたい場合には直接そこに問い合わせていただければ正確な答えが出ると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○Ａ会長**　ありがとうございます。

２年連続して東大和で東京ブロックの大会やってるっていうことは、ちょっと専門なんで少し興味を持って聞いてるんですけど、車椅子のタイヤ痕がやっぱり体育館のフロアにつくのを嫌がる公共施設が多いんですよ。なので、それを東大和はオーケーっていう形で選手権をやってるということは、それを逆に私は評価をしたいというような、違う評価表をつけたいなというふうに思うぐらいですね。

あともう一点ですね。先ほどの産業振興課、９番ですよね。こちらは、産業振興課がや

ってる事業に対して、ウオーキングも入ってくるので健康増進につながるであろうということなので、産業振興課の評価っていうのは、恐らく先ほど委員がご質問なさったとこは出てるかなと思うので、申しつかっていただいて、ご興味のあるところをお伝えできればというふうに思います。

主管課が違うんですけど、健康づくりにつながりそうな事業で健康増進っていうところで置き換えて評価を出したところ、あんまり代わり映えがしないのでっていうところで評価をしたかなっていうふうに思われます。

**○Ｉ委員**　そうですか。分かりました。ありがとうございます。

**○Ａ会長**　ありがとうございます。

ほかの皆様方、いかがでしょうか。

活発な議論が出て、なかなかいい時間になってまいりましたので。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。